

〔逸年號考〕彌勒二年丁卯下總國野田里中所堀出尼妙心墓碑銘近江國石山寺順禮版

此札

は銅

順禮版に、甲州巨摩郡布施庄小池圖書助、西國卅三所順禮聖山旨、彌勒二年丁卯六月吉日此札  
の板に影付たるものにして、石山密藏院僧正墓誌として、と穗積保云、前條に記せる彌勒元  
所賜なり。此外に明應天文年中の札若干枚ありとぞ。と、穂積保云、前條に記せる彌勒元  
十年辛卯と、此二年丁卯と支干相違したれば、同時にてはあるべからず、文安四年の丁卯か、永祿  
の流浪なしたるか、又は足利の季世は天下大に亂れて、官家の人々諸國に縁を求めて流客とな  
り玉ひし事多くありければ、若くは京家の人々の甲斐國に住したるならんか、永祿十年の丁卯  
ならば、武田家の侍の中に小池主計助山縣衆、小池玄蕃など云人あり、甲陽軍鑑に此氏族の中に  
て隠遁したる人にもあらんか、或人云、關東邊の古刹過去帳に、彌勒の年號ありと云ふ、寺號詳  
くならず、追て尋糺すべし、參河萬歳の詞に、彌勒十年酉の年と云事を歌ふと聞り、これらも何ぞ  
據あるべし、後考を俟と云り。

〔偽年號考〕常陸國六段田村六地藏寺惠範が諸草心車鈔卷二の篇、是に於田野不動院玉幡之供卷  
と題せる願文の末に、彌勒二年二月六日とあり、永正三年十一月の願文、同五年三月の諷誦文、同  
四年八月の願文等を載たり、因て永正中にこの號ありしを忘れり、さて永正の何年にこの號あ  
りしと考るに、本土寺過去帳に、日富彌勒元丙寅十一月とあり、丙寅は永正三年也、さらば是年始  
めてこの號ありて、四年丁卯まで彌勒の號ありしと見へたり、一説に、丁卯元年に作るものあり、  
本土寺過去帳に、妙春彌勒元丁卯十一月とあり、自相齟齬せり、恐らくは是にあらず、この元丁  
卯は二丁卯の誤と見えたり、鹿島の社家禰宜が家にも、彌勒の號を用ひたる神符ありし由なれ  
ど、近年焼失せしと言へり、又今之世に萬歳丸が、美祿十年辰の歲と言へる事をうたへるは、陰陽  
者流の説に出たる物にて、この彌勒と音同じけれども、其義は同じからず、會津舊事雜考に、耶